多摩川沿い景観形成基準における配慮内容(届出の様式)

- 1 建築物の新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更に関する配 慮事項
  - (1) 崖線緑地エリア

	多摩川沿い景観形成基準	피송····································
項目	基準	配慮内容の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。主要な眺望点から	
	の山並みや自然景観への眺望を阻害しない配	
	置・高さとすること。(主要な眺望点からの見	
	通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これ	
	を避ける配置とする。)	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す	
	自然素材(石、木材等)を積極的に活用するこ	
	と。可能な限り勾配屋根を採用すること。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	
屋外設備等	屋外設備(外壁に附帯する配管設備、屋上に設	
	置される高架水槽等)を設置する場合は、道	
	路・鉄道および河川からできるだけ見えない位	
	置に設置すること。やむを得ず屋外設備等を見	
	える場所に設置する場合は目立たないよう工	
	夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面	
	の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段	
	は、建築物と一体的なデザインとするか、道	
	路・鉄道および河川から極力見えない位置に設	
	置すること。	
外構・駐車場等	駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植	
	栽などの工夫により、内部が道路や河川側から	
	見て目立たないように配慮すること。	

# (2) 上流エリア

	- 灬 エック 多摩川沿い景観形成基準	
項目	基準	配慮内容の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。主要な眺望点から	
	の山並みや自然景観への眺望を阻害しない配	
	置・高さとすること。(主要な眺望点からの見	
	通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これ	
	を避ける配置とする。)	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す	
	自然素材(石、木材等)を積極的に活用するこ	
	と。可能な限り勾配屋根を採用すること。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	
屋外設備等	屋外設備(外壁に附帯する配管設備、屋上に設	
	置される高架水槽等)を設置する場合は、道	
	路・鉄道および河川からできるだけ見えない位	
	置に設置すること。やむを得ず屋外設備等を見	
	える場所に設置する場合は目立たないよう工	
	夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面	
	の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段	
	は、建築物と一体的なデザインとするか、道	
	路・鉄道および河川から極力見えない位置に設	
	置すること。	
外構・駐車場等	駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植	
	栽などの工夫により、内部が道路や河川側から	
	見て目立たないように配慮すること。	
L		

# (3) 中流エリア

	<sup>-</sup> 流エリア 多摩川沿い景観形成基準	피ゟᅩᄼᇬᇬᆂᄱ
項目	基準	配慮内容の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。主要な眺望点から	
	の山並みや自然景観への眺望を阻害しない配	
	置・高さとすること。(主要な眺望点からの見	
	通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これ	
	を避ける配置とする。)	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す	
	自然素材(石、木材等)を積極的に活用するこ	
	と。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	
屋外設備等	屋外設備(外壁に附帯する配管設備、屋上に設	
	置される高架水槽等)を設置する場合は、道	
	路・鉄道および河川からできるだけ見えない位	
	置に設置すること。やむを得ず屋外設備等を見	
	える場所に設置する場合は目立たないよう工	
	夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面	
	の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段	
	は、建築物と一体的なデザインとするか、道	
	路・鉄道および河川から極力見えない位置に設	
	置すること。	
外構・駐車場等	駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植	
	栽などの工夫により、内部が道路や河川側から	
	見て目立たないように配慮すること。	

## (4) 下流エリア

多摩川沿い景観形成基準		ᄑᆂᆂᄨᇰᅙᅼᆂᄤ
項目	基準	配慮内容の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外   	
	壁材を使用すること。 	
色 彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	
屋外設備等	屋外設備(外壁に附帯する配管設備、屋上に設	
	置される高架水槽等)を設置する場合は、道	
	路・鉄道および河川からできるだけ見えない位	
	置に設置すること。やむを得ず屋外設備等を見	
	える場所に設置する場合は目立たないよう工	
	夫すること。(壁面と同一の色調とする、壁面	
	の立ち上げやルーバー等で覆う等。)屋外階段	
	は、建築物と一体的なデザインとするか、道	
	路・鉄道および河川から極力見えない位置に設	
	置すること。	
外構・駐車場等	駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植 栽などの工夫により、内部が道路や河川側から	
	秋などの工犬により、内部が追路や何川側から     見て目立たないように配慮すること。	
	九くロゾにはV・よノに配思りること。	

- 2 工作物の新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更に関する配 慮事項
  - (1) 崖線緑地エリア

多摩川沿い景観形成基準		町虎巾次の記載棚
項目	基準	配慮内容の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。主要な眺望点から	
	の山並みや自然景観への眺望を阻害しない配	
	置・高さとすること。(主要な眺望点からの見	
	通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これ	
	を避ける配置とする。)	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す	
	自然素材(石、木材等)を積極的に活用するこ	
	と。高さを10m以下とすること。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	

## (2) 上流・中流エリア

	多摩川沿い景観形成基準	配慮内容の記載欄
項目	基準	印息内合の記載欄
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。主要な眺望点から	
	の山並みや自然景観への眺望を阻害しない配	
	置・高さとすること。(主要な眺望点からの見	
	通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これ	
	を避ける配置とする。)	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。経年変化で味わいの増す	
	自然素材(石、木材等)を積極的に活用するこ	
	と。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	

# (3) 下流エリア

	多摩川沿い景観形成基準	配慮内容の記載欄
項目	基準	能態内谷の記戦機
配置等	現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等	
	が生じないようにすること。	
形態・意匠等	周辺の自然景観と調和するような形態・意匠と	
	すること。汚れが目立たず、色あせの少ない外	
	壁材を使用すること。	
色彩	素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い	
	色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景	
	観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じ	
	ること。)使用する色数はできる限り少なくし、	
	複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、	
	明度、彩度) の対比が強くならないよう配慮す	
	ること。	

### 3 広告物の表示、設置、改造、移転、除却または変更に関する配慮事項 (1) 崖線緑地エリア

	多摩川沿い景観形成基準	配慮内容の記載欄
項目	基準	11 息り谷の記載欄
広告物	広告塔および広告板は設置しないこと。必要最	
	小限の大きさおよび設置箇所数に留めること。	
	容易に腐朽または破損しない構造とすること。	
	広告を表示しない裏面、側面および脚部の露出	
	部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好	
	な景観の形成に配慮すること。蛍光塗料の使用	
	は避けること。彩度の高い色彩を地色(主要な	
	下地の色)として前面に使用することを避け、	
	周辺の自然景観と調和した色調とすること。	
	(彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形成ガ	
	イドラインー色彩編ー」の基準に準じること。)	
	電飾設備を有するものについては、動光が激し	
	く変化するものは避け、昼夜間において、景観	
	を損なわないものとすること。経年変化で味わ	
	いの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活	
	用すること。全国共通のデザインであっても、	
	図と地を反転させる、切り文字とするなどの配	
	慮を行うこと。	

# (2) 上流エリア

	多摩川沿い景観形成基準	配慮内容の記載欄
項目	基準	に 思 ハ 谷 の む 戦 懶
広告物	必要最小限の大きさおよび設置箇所数に留め	
	ること。容易に腐朽または破損しない構造とす	
	ること。広告を表示しない裏面、側面および脚	
	部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行	
	い、良好な景観の形成に配慮すること。蛍光塗	
	料の使用は避けること。彩度の高い色彩を地色	
	(主要な下地の色)として前面に使用すること	
	を避け、周辺の自然景観と調和した色調とする	
	こと。(彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形	
	成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じるこ	
	と。) 電飾設備を有するものについては、動光	
	が激しく変化するものは避け、昼夜間におい	
	て、景観を損なわないものとすること。経年変	
	化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積	
	極的に活用すること。全国共通のデザインであ	
	っても、図と地を反転させる、切り文字とする	
	などの配慮を行うこと。	

# (3) 中流・下流エリア

	多摩川沿い景観形成基準	町虎巾次の司井棚
項目	基準	配慮内容の記載欄
広告物	必要最小限の大きさおよび設置箇所数に留め	
	ること。容易に腐朽または破損しない構造とす	
	ること。広告を表示しない裏面、側面および脚	
	部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行	
	い、良好な景観の形成に配慮すること。蛍光塗	
	料の使用は避けること。彩度の高い色彩を地色	
	(主要な下地の色)として前面に使用すること	
	を避け、周辺の自然景観と調和した色調とする	
	こと。(彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形	
	成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準じるこ	
	と。) 電飾設備を有するものについては、動光	
	が激しく変化するものは避け、昼夜間におい	
	て、景観を損なわないものとすること。	

#### 4 土地の区画形質の変更または土地利用の変更に関する配慮事項 (多摩川沿い景観形成地区内共通)

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	11 恵 内 谷 の 記 戦 惻
土地の区画	造成は必要最小限とし、既存の地形および景観	
形質、土地	を著しく変更しないようにすること。現況の地	
利用	形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生	
	じないようにすること。	

#### 5 石積みおよび樹木の設置または除却に関する配慮事項

#### (1) 崖線緑地エリア

	多摩川沿い景観形成基準	町虎中次の司井棚
項目	基 準	配慮内容の記載欄
石積み、樹木	周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないも	
	のとすること。樹種や樹齢などの価値が高いと	
	認められる樹木は伐採しないこと。面積 500	
	m <sup>2</sup> 以上の皆伐でないこと。(ただし病虫害の防	
	除や防災、スギ林の広葉樹林化等のために行わ	
	れる伐採は除く。)面積 500 ㎡以下で皆伐を行	
	う場合には、伐採後、周辺の自然植生を調査し	
	た上で、適切な樹種、密度で植樹を行うこと。	
	単木択伐法による伐採の場合には、景観形成上	
	重要と認められる大径の高木については極力	
	残存させること。利用施設周辺等において、眺	
	望や日照を確保するための樹木の伐採は必要	
	最小限とすること。	

## (2) 上流・中流・下流エリア

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	に思り谷の記戦懶
石積み、樹木	周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないものとすること。樹種や樹齢などの価値が高いと認められる樹木は伐採しないこと。	

#### 6 屋外における土砂等の堆積に関する配慮事項 (多摩川沿い景観形成地区内共通)

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	に思り谷の記戦慄
屋外におけ	長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は	
る土砂等の	行わないこと。堆積を行う場合、道路などの公	
堆積	共用地に接する敷地境界線からは、できる限り	
	離れた位置で行うこと。敷地周辺の緑化を行う	
	など、周囲の道路からの遮へい措置に努めるこ	
	と。	

#### 7 自動販売機の設置に関する配慮事項

#### (1) 崖線緑地・上流エリア

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	間息内谷の記載欄
自動販売機	周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意	
	匠とすること。地色(主要な下地の色)はダー	
	クブラウン (10YR2.0/1.0) を基本とすること。	

## (2) 中流・下流エリア

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基 準	低思り谷の記戦慄
自動販売機	周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意	
	匠とすること。	

# 8 カヌー等に関連する仮設構造物の設置に関する配慮事項 (崖線緑地エリアのみ)

多摩川沿い景観形成基準		配慮内容の記載欄
項目	基準	に思り谷の記戦慄
カヌー等に	カヌー等の露出を極力抑え、樹林の陰など道路	
関連する仮	や散策路等からできるだけ見えない場所に設	
設構造物	置すること。面積は15㎡以下にすること。彩	
	度の高い色彩を地色 (主要な下地の色) として	
	全面に使用することを避け、周辺の自然景観と	
	調和した色調とすること。	